

職制規則(抜粋)

(機構)

第4条 機構として参事、副参事及び次の6課、1家畜診療所、1出張所並びに3連絡所を置く。

- (1) 総務課
- (2) 企画経理課
- (3) 農産課
- (4) 家畜課
- (5) 建物農機具課
- (6) 果樹園芸課
- (7) 家畜診療所
- (8) 西和賀出張所
- (9) 大迫・石鳥谷・東和連絡所

2 前項に係る機構図は、別表第1のとおりとする。

(別表第1)

事務機構図

